

京都市告示第 269 号

平成28年4月1日京都市告示第1号（京都市が定期的に収集する一般廃棄物の処理に係る手数料（指定袋により徴収するものに限る。）の徴収事務の委託）の一部を次のように改めます（手数料（指定袋により徴収するものに限る。）の徴収事務委託の中止）。

平成28年 8月22日

京都市長 門 川 大 作

| | 氏名又は名称 | 住所 | 改正内容 |
|---|------------------|-------------------|-----------|
| 1 | 有限会社嵐山ショッピングセンター | 京都市西京区嵐山谷ヶ辻子町58番地 | 取扱中止により削除 |
| 2 | 有限会社リカーショップナカガワ | 京都市右京区鳴滝蓮池町5-12 | 取扱中止により削除 |
| 3 | 有限会社山本乳業 | 京都市北区小山元町13 | 取扱中止により削除 |

(環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課)